

(別表1)(第2条第3項関係)

事業の種類		科目	助成対象経費		限度額	
(1)遠征費用助成事業	強化練習会、対外試合等に要する経費	旅費	交通費、宿泊費(介助者、指導者、ボランティアを含む)		別表2	
		需用費	競技消耗品費、栄養費(栄養食、栄養飲料)		実費	
			介助者、指導者等謝金		1日1万円	
		役務費	保険料	参加者傷害保険料		実費
			参加費	大会参加費、強化合宿等参加費		実費
			通信運搬費	送料、切手代		実費
(2)スポーツ用具購入助成事業	スポーツ用具購入、団体の運営に要する経費	備品費	競技用具購入費		実費	
		需用費	競技消耗品費		実費	
			指導者等謝金(県内研修会等講師等)		1日1万円	
			指導者等謝金(県外研修会等講師等)		1日2万円	
		役務費	団体登録費	競技団体登録(加盟)料		実費
			通信運搬費	送料、切手代		実費
					計 80,000円	

(別表2)(第2条第3項関係)

科目	積算基準	
旅費	公共交通機関	実費
		片道距離が100kmを超える場合には、新幹線利用可
	自家用車	出発地(自宅又は所属先)～会場まで「距離×25円×往復」の額
		距離が50kmを超える場合には、高速道路料金利用可
宿泊料	一人・一泊 11,800円以内(実費額)	